平成２２年（フ）第１３号
大分県宇佐市大字四日市3010番地
債務者　石谷　佳子（旧姓岩男）
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第１０６号
宮崎市花ヶ島町立野1990番地１　花ヶ島アパート１階
債務者　内八重伊知子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１３５号
宮崎市太田２丁目２番14号
債務者　岩切　広子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１４９号
宮崎市大字小松770番地１
債務者　佐々木浩一
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１８９号
鹿児島県鹿児島市下田町1549番地２
債務者　堀之内猛人
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２３４号
鹿児島県日置市東市来町湯田2933番地１松尾アパート２Ｆ　８号室
債務者　眞方　寛子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２７号
鹿児島県奄美市名瀬古田町９番13号
債務者　川村　雅子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第４９号
沖縄県中頭郡西原町字兼久138番地の３　玉那覇アパート205
債務者　目差　　武
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１３１号
沖縄県豊見城市字宜保133番地　ロイヤルパレス103号
債務者　宮里　　武
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第８号
沖縄県石垣市字平得18番地　徳嶺ハイツ302号
債務者　金城　真紀（旧姓南風見）
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２２年（フ）第１０号
沖縄県石垣市字真栄里563番地の１　コーポ宮良Ａ　２－Ａ
債務者　大賀　美和
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２２年（フ）第１１号
沖縄県石垣市字真栄里389番地の12
債務者　西里　幸江
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２２年（フ）第４９号
宮城県伊具郡丸森町舘矢間舘山字東玉川６番地１
債務者　菅原　孝男
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第５０号
宮城県伊具郡丸森町舘矢間舘山字東玉川６番地１
債務者　菅原　壽子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第５１号
宮城県伊具郡丸森町舘矢間舘山字東玉川６番地１
債務者　菅原　邦彦
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第５２号
宮城県伊具郡丸森町舘矢間舘山字東玉川６番地１
債務者　菅原　一枝
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第６２号
宮城県東松島市小松字上前柳45番地
債務者　鎌田　裕之
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係